対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」に改め、同表第四十四号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、「平成三年度における地方税の減収補てんのための地方債に対する許可予定額の枠配分について（平成四年三月二十七日付自治地第六十五号都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成三年度減収補**塡**債」という。）」を削り、「並びに平成二十三年度」を「、平成二十三年度」に改め、「（以下「平成二十三年度減収補**塡**債」という。）」の下に「並びに平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）に基づき平成二十四年度減収補**塡**債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補**塡**債」という。）」を加え、同表第四十五号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、「平成二年度において「平成二年度地域財政特例対策に対する起債許可予定額の枠配分額の決定について（平成三年三月二十九日付自治地第八十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債並びに平成三年度において「平成三年度地域財政特例対策に対する起債許可予定額の枠配分額の決定について（平成四年三月三十一日付自治地第八十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき」を削り、同表第四十六号中「平成三年度から」を「平成四年度から」に改め、「平成二年度において「平成二年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（最終分）について（平成三年三月二十九日付自治地第七十七号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）、「平成二年度臨時財政特例債に係る枠配分額（第一次分）の決定について（平成二年九月二十一日付自治準企第百五十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成二年度臨時財政特例債に係る枠配分額（最終分）の決定について（平成三年三月十一日付自治準企第三十一号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成二年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成二年八月二十九日付自治企二第百十四号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」及び「平成二年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成三年三月四日付自治企二第三十七号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債、」を削り、同表第四十七号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同表第四十八号中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削り、同表第五十号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に、「及び同項」を「、地方財政法第三十三条の五の二第一項」に改め、「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同表第五十一号中「以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）」の下に「及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十四年度総務省告示第五百号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十四年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）」を加える。

第七条第一項の表都道府県の項第二号高等専門学校及び大学の学生の数(3)中「、水産学部、薬学部及び看護学部（衛生学部を含む。）」を「及び水産学部」に、「、水産学、薬学及び看護学（衛生学を含む。）」を「及び水産学」に、「文化系学部（家政系学部及び芸術系学部を除く。）」を「保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）」に、「家政系学部及び芸術系学部」を「社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）」に改め、同号高等専門学校及び大学の学生の数(3)に次のように加える。

	カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）
	キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）

第七条第一項の表都道府県の項第四号中「昭和五十六年度から」を「昭和五十七年度から」に、「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(13)　平成二十四年度補正予算債 ア　公共事業等（平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）等に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十四年度都道府県六十・〇％分」という。） イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十四年度都道府県五十・〇％分」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第五号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を(1)とし、同号(3)から(21)までを同号(2)から(20)までとし、同号に次のように加える。

	(21)　平成二十四年度減収補**塡**債

第七条第一項の表都道府県の項第六号を削り、同項第七号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を(1)とし、同号(3)から(6)までを同号(2)から(5)までとし、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(19)　平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十四年度財源対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号に次のように加え、同号を第十号とする。

	十二　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費

第七条第一項の表都道府県の項第十二号を次のように改め、同号を同項第十一号とする。

平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策債に充てるため発行については許可を得た地方債の額	(1)　平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債 ア　補助・直轄事業分 イ　単独事業分 (2)　平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債 ア　補助・直轄事業分 イ　単独事業分

第七条第一項の表都道府県の項第十三号を削り、同項第十二号を同項第十一号とする。

	(12)　平成二十四年度臨時財政対策債